事 務 連 絡 平成 22 年 9 月 1 日

各都道府県衛生主管部(局) 薬務主管課 御中・

厚生労働省医薬食品局審査管理課

「第十五改正日本薬局方の一部改正等について」に 添付された告示文の差し換えについて

平成22年7月30日付け薬食発0730第2号で厚生労働省医薬食品局長から通知されました「第十五改正日本薬局方の一部改正等について」に添付された告示文(写し)について、訂正がありましたので、差換えの告示文(写し)を送付します。



○厚生労働省告示第三百二十二号

薬局方 八 厚生省告示 項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等 0) 二十九 限る。)は新薬局方で定める基準とみなすことができる。 については、 日 年厚生労働省告示第二百八十五号) 薬事 本薬局方 法 日に (以 下 (昭和三十五年法律第百四十五号) 第四十一条第一項の規定に基づき、 第百 お いて現に同法第十四条第 「新薬局方」という。) (以 下 1四号) 平成二十四年一月三十一 「旧薬局方」という。 により製造販売の に収められているものに限る。) の — 日までは、 承認を要しない医薬品として指定され 項の規定による承認を受けているもの 部を次のように改正する。 に収められていた医薬品 旧薬局方で定める基準 ただし、この告示 (この告示による改正 であって平成二十二年 (当該医薬品 ている医 (薬事: 日本薬局方 法第十四 による改 に関する部 薬品を含 平 一後の (平成十 -成六年 条第)日本 七月 也

平成二十二年七月三十日

厚生労働大臣 長妻 昭

♡. ◆」を (装置 第十五改 3 「脈流が生じない送液用ポンプを用いてもよい、フロースルーセル法による溶出試験では 0) 正 日本 目 中 薬 「汝歩は」 局方一 般 試 の下に 験法 0) 「毎分」 部 6 を加え、 10溶出 試験法 「◆脈流が生じない送液用ポンプを用いて (T) 条装 置 . (T) 項 フ 口 Ì ス ル Ì 乜 ル 法 \mathcal{O} 装置 Œ

送液速度及び脈流の有無を規定する.

に改める。

第十五改正 日本薬局方一般試 験法の部9. ○1標準品の条①の項過硫酸化コンドロ イチン硫酸標準

品の目を次のように改める。

過硫酸化コンドロイチン硫酸標準品|確認試験、純度試験

第十五改正日本薬局方一 般試 験法 の 部 9 0 1 標準品の条①の項低分子量へパリン標準品 **(7)** 目 の 次

に次の一目を加える。

理化学試験用へパリンナトリウム標準品 | 確認試験, 純度試験

第十五改正日本薬局方一般試験法の部9. 4 1 試 薬 試液の条アミノ安息香酸 エチル の項 \hat{O} 次に次

の一項を加える。

Y 111 安 嘭 香酸誘導体化試液 アミノ安息香酸エチル280mgにメタノール600 μ Lを加え, 約50°Cに加

阎 てる 溶かし, 酢酸170 μ L 及 び ボラ ソーピリジン錯体145 // Lを加え . N

第十五改正日本薬局方一 般試験法の部9. 41試薬・試液の条過塩素酸・ 無水エタノー ル試液 の項

の次に次の一項を加える。

過塩素酸リチウム LiClO4 白色の結晶又は結晶性の粉末である.

V, \Box 卿 VI 画 に注入し, 7 98%以上. 用強酸性イオン交換樹脂 1 mol/L塩酸試液200mLを加え, 定量法 本品約0.2gを精密に量り,水30mLに溶かし, (田型) 約25mLを内径約11mm, 1分間に3~4mLの流量で流出させた後,水を流 南さ300mmの K VI 5 V 4 口 4 VI 5 7 V, V VI П 1

東東 指示薬:ブロモチモールブルー試液3滴) たもの) に入れ, $\int_{-\infty}^{\infty}$ <u>ධ</u> 流出液にメチルオレンジ試液を加えたときに色が黄みの赤になるまで繰り返し洗浄して調製し 回洗う. 洗液は先の流出液に合わせ, 0.1mo1/L水酸化ナトリウム液で滴定 1分間に3~4mLの流量で流出する.次に,水約30mLを用いて1分間3~ . 同様の方法で空試験を行い, 補正する $\langle 2.50 \rangle$ する $4 \text{ mL} \mathcal{O}$

0.1mol/L水酸化ナトリウム液 1 mL = 10.64mg LiC10₄

第十五改正日本薬局方一 般試験法の部 9 41試薬・試液の条過ヨウ素酸ナトリウム試液 の項 への次

に次の一項を加える。

D-ガ ラクトサッン楢霰楢 C₆H₁₃NO₅ · HC1 ₩ 色の粉末である. 贈近 、: 約180°C (分解)

旋光度 $\langle 2.49 \rangle$ $[\alpha]^{20}:+90\sim+97^{\circ}$ (1g, 水, 100mL, 100mm)

を加える。 第十五改 IE 日本薬局方一般試験法の部9. 4 1試薬・試液の条クルクミン試液の項の次に次の 項

D-グルコヤミン強覈嵹 CeH13NO5・HC1 白色の結晶又は結晶性の粉末である

mLを加え, 含量98%以上 0.1mo1/L硝酸銀液で滴定 定量法 本品約0.4gを精密に量り, (2.50) する (電位差滴定法) 水50mLに溶かし、 薄めた硝酸 $(1 \rightarrow 3)$ Ŋ

0.1mol/L硝酸銀 1mL = 21.56mg C₆H₁₃NO₅・HCl

第十五改正日本薬局方一 般試験法の部9. 41試薬 ・試液の条酢酸カリウム試液の項の次に次の

項を加える。

酢酸カルシウムー水和物 (CH₃COO)₂Ca・H₂O [K8364, 特級]

第十五改正日本薬局方一般試験法の部9. 41試薬・試液の条 pーテルフェニルの項の次に次の一

項を加える。

アフトタン語駆エスアフ 分画法により精製したムコ多糖である。セルロースアセテート膜電気泳動を行い、トルイジンブル 一〇溶液 (1→200) に浸して染色するとき, 単一バンドである. ブタ皮又はブタ小腸をアルカリ抽出後, プロテアーゼ消化し, アルコール

膜電気泳動条件

セルロースアセテート膜:幅6cm×長さ10cm

移動相:酢酸カルシウム-水和物52.85gを水に溶かし,1000mLとする.

泳動時間: 3時間 (1.0mA/cm)

第十五改正日本薬局方一般試験法の部9. 41試薬・試液の条ホノキオールの項の次に次の一 項を

ボランーピリジン錯体 C*H*BN

加える。

游覈 Шþ 量80%以上. $(1 \rightarrow 6)$ 10mLを加え、 定量法 0.1mo1/Lチオ硫酸ナトリウム液で滴定〈2.50〉する(指示薬:デンプ 本品30mgを精密に量り, 0.05mo1/Lヨウ素溶液40mLに溶かし, 薄めた

- ン試液). 同様の方法で空試験を行い、補正する.
- 0.1mol/Lチオ硫酸ナトリウム液 1mL = 1.549mg CsHsBN

第十五改正日本薬局方一般試験法の部9. 4 1試薬・試液の条D-マンニトールの項の次に次の一

項を加える。

C₆H₁₃NO₅ · HC1 白色の粉末である. 融点:約168°C (分解)

旋光度 $\langle 2.49 \rangle$ $[\alpha] \beta^0: -4.2 \sim -3.2^{\circ}$ (0.4g, 水, 20mL, 100mm) .

(1) 第十五改正日本薬局方医薬品各条の部へパリンカルシウムの条確認試験の項中(2)の目を(3)の目とし の目の次に次の一 目を加える。

(2)溶液とする. 本品及び理化学試験用へパリンナトリウム標準品 1 mgずつを水 1 mLに溶かし, 試料溶液及び標準 により試験を行うと 試料溶液及び標準溶液20 μLずつをとり、次の条件で液体クロマトグラフィー Û# 試料溶液及び標準溶液から得た主ピークの保持時間は等しい. $\langle 2.01$

試験条件

検出器, R VI <u>,</u> カラ | な調 . 東 移動相A, 移動相B, 移動相の送液及び流量は純度試験(9)の

システム適合性

試験条件を準用する

システムの性能:理化学試験用へパリンナトリウム標準品1.0mgを水0.60mLに溶かした液90 μL

硫酸エステル1.0mgを水2.0mLに溶かした液 $30\,\mu$ Lを混和する.この液 $20\,\mu$ Lにつき,上記の条 に溶出し、デルマタン硫酸エステルとへパリンとの分離度は1.0以上、ヘパリンと過硫酸化 件で操作するとき、デルマタン硫酸エステル、ヘパリン、過硫酸化コンドロイチン硫酸の順 コンドロイチン硫酸との分離度は1.5以上である. 過硫酸化コンドロイチン硫酸標準品0.10mgを水0.20mLに溶かした液30μL及びデルマタン

000」に改め、同目システム適合性を次のように改める。 m」や「δ2.18±0.05ppm」以、「認めない、」や「認めないか、又は認めることがあっても、13Cをデ 料溶液とする、この液につき核磁気共鳴スペクトル測定用」や「溶かす、この液につき、」以必め、 カップリングして測定するとき、そのシグナルは消失する. 」 いおめ、 第十五改正日本薬局方医薬品各条の部へパリンカルシウムの条純度試験の項(8)の目中「淼スゥ゚レ, 巽 $\langle 2.21 \rangle$ 」の下に「により, 」を加え、「用いる方法により」を「用いて」に、「 δ $2.13 \sim 2.23 pp$ 同目試験条件中「200」を「1

システム適合性

システムの性能:本品20mgを核磁気共鳴スペクトル測定用3-トリメチルシリルプロピオン酸ナ 過硫酸化コンドロイチン硫酸標準品0.10mgを核磁気共鳴スペクトル測定用3-トリメチルシリ ルプロピオン酸ナトリウム-d₁の核磁気共鳴スペクトル測定用重水溶液(1→10000)1.0mL トリウム- d_4 の核磁気共鳴スペクトル測定用重水溶液(1
ightarrow 10000)0.40<math>mLに溶かした液に,

mにヘパリンのAアセチル基に由来するシグナルを、 § 2.18±0.05ppmに過硫酸化コンドロイ チン硫酸のAアセチル基に由来するシグナルを、それぞれ認める に溶かした液0.20mLを加える. この液にしず、 上記の条件で操作するとき, δ 2. 04 \pm 0. 02pp

(9) V 第十五改正日本薬局方医薬品各条の部へパリンカルシウムの条純度試験の項に次の一目を加える。 類縁物質 〈2.01〉により試験を行うとき、ヘパリンのピーク以降にピークを認めない。 本品2.0mgを水0.1mLに溶かした液20 μ Lを正確にとり、次の条件で液体クロマトグラ

試験条件

検出器:紫外吸光光度計 (測定波長:202nm)

R VI アミノエチル基を結合した合成高分子を充てんする ム:内径2.0mm, 長さ7.5cmのステンレス管に10μmの液体クロマトグラフィー用ジエチル

カラム温度:35°C付近の一定温度

移動相A:リン酸二水素ナトリウム二水和物0.4gを水1000mLに溶かし、薄めたリン酸(1
ightarrow 10

)を加えてpH3.0に調整する.

移動相B:リン酸二水素ナトリウム二水和物0.4g及び過塩素酸リチウム106.4gを水1000mLに溶 かし, 薄めたリン酸 (1→10) を加えてpH3.0に調整する.

移動相の送液:移動相A及び移動相Bの混合比を次のように変え て濃度勾配制御する

$3\sim15$	$0\sim3$	(分)	注入後の時間
90→ 0	90	(vo1%)	移動相A
10→100	10	(vo1%)	移動相B
		.	

流量: 每分0.2mL

測定範囲:溶媒のピークの後からヘパリンの保持時間の2倍の範囲

システム適合性

検出の確認:理化学試験用へパリンナトリウム標準品10mgを水0.40mLに溶かし、ヘパリンナト 件で操作するとき、過硫酸化コンドロイチン硫酸のピークを認める 硫酸化コンドロイチン硫酸標準溶液 $3 \mu L$ 及び水 $12 \mu L$ を混和した液 $20 \mu L$ につき、上記の条 リウム標準原液とする. 別に, 過硫酸化コンドロイチン硫酸標準品0.10mgを水0.20mLに溶か し、過硫酸化コンドロイチン硫酸標準溶液とする. ヘパリンナトリウム標準原液60 μ L, 過

システムの性能: ヘパリンナトリウム標準原液120 μLに過硫酸化コンドロイチン硫酸標準溶液 $30 \, \mu \, \mathrm{L}$ を混和し、システム適合性試験用溶液とする、この液 $20 \, \mu \, \mathrm{L}$ につき、上記の条件で操作 するとも, ヘパリン, 過流酸化コンドロイチン硫酸の順に溶出し, その分離度は1.5以上で

もるる

システムの再現性:システム適合性試験用溶液20 μLにつき,上記の条件で試験を6回繰り返 き,過硫酸化コンドロイチン硫酸のピーク面積の相対標準偏差は2.0%以下である

確認試験 び標準溶液とする. 試料溶液及び標準溶液 $20 \, \mu L$ ずつをとり、次の条件で液体クロマトグラフィー 第十五改 $\langle 2.01 \rangle$ of により試験を行うとき、試料溶液及び標準溶液から得た主ピークの保持時間は等しい、 本品及び理化学試験用へパリンナトリウム標準品 1 mgずつを水 1 mLに溶かし、試料溶液及 Ê 日本薬局方医薬品各条の部へパリンナトリウムの条性状の項の次に次の一項を加える。

試驗条件

検出器, 試験条件を準用する **B** VI <u>,</u> カラ が温 , 两 移動相A, 移動相B, 移動相の送液及び流量は純度試験(6)の

システム適合性

システムの性能:理化学試験用へパリンナトリウム標準品1.0mgを水0.60mLに溶かした液90μL 硫酸エステル1.0mgを水2.0mLに溶かした液30 μ Lを混和する、この液20 μ Lにつき、上記の条 F 件で操作すると コンドロイチン硫酸との分離度は1.5以上である 田城. 過硫酸化コンドロイチン硫酸標準品0.10mgを水0.20mLに溶かした液30μL及びデルマタン デルマタン硫酸エステルとヘパリンとの分離度は1.0以上, ヘパリンと過硫酸化 き、デルマタン硫酸エステル、ヘパリン、過硫酸化コンドロイチン硫酸の順

000」に改め、同目システム適合性を次のように改める。 m」を「る2.15十0.02ppm」に、 カップリングして運定するとき、そのシグナルは消失する.」に改め、同目試験条件中「200」を「1 料溶液とする. この液につき核磁気共鳴スペクトル測定用」を「溶かす. この液につき, 」 こ なん、 $\langle \textit{2.21} \rangle$ 」の下に「により、」を加え、「用いる方法により」を「用いて」に、「 $\delta \textit{2.13} \sim 2.17 ext{pp}$ 第十五改正 日本薬局方医薬品各条の部へパリンナトリウムの条純度試験の項(5)の目中 「認めない.」を「認めないか,又は認めることがあっても,13Cをデ 「溶かし、試

システム適合性

システムの性 **だれだ認める** 3-トリメチルシリルプロピオン酸ナトリウム-d4の核磁気共鳴スペクトル測定用重水溶液 ル測定用重水溶液(1
ightarrow 10000) $1.0 ext{mL}$ に溶かした液 $0.20 ext{mL}$ を加える.この液につき,上記の 82.15±0.02ppmに過硫酸化コンドロイチン硫酸のMアセチル基に由来するシグナルを,そ 条件で操作するとき, 鳴スペクトル測定用3-トリメチルシリルプロピオン酸ナトリウム-q'の核磁気共鳴スペクト 1→10000) 0.40mLに溶かした液に、過硫酸化コンドロイチン硫酸標準品0.10mgを核磁気共 能:理化学試験用へパリンナトリウム標準品20mgを核磁気共鳴スペクトル測定用 82.04±0.02ppmにヘパリンのルアセチル基に由来するシグナルを

第十五改正日本薬局方医薬品各条の部へパリンナトリウムの条純度試験の項に次の二目を加える。

6) レイト 類縁物質 (2.01) により試験を行うとき、ヘパリンのピーク以降にピークを認めない。 本品2.0mgを水0.1mLに溶かした液20μLを正確にとり、次の条件で液体クロマトグラ

試験条件

検出器:紫外吸光光度計 (測定波長:202nm)

カラム:内径2.0mm, 長さ7.5cmのステンレス管に10μmの液体クロマトグラフィー用ジエチル

アミノエチル基を結合した合成高分子を充てんする。

カラム温度:35°C付近の一定温度

移動相A:リン酸二水素ナトリウム二水和物0.4gを水1000mLに溶かし, 薄めたリン酸 $(1 \rightarrow 10)$

)を加えてpH3.0に調整する

移動相B:リン酸二水素ナトリウム二水和物0.4g及び過塩素酸リチウム106.4gを水1000mL/ご溶 かし, 薄めたリン酸 (1→10) を加えてpH3.0に調整する.

移動相の送液:移動相A及び移動相Bの混合比を次のように変えて濃度勾配制御する.

10→100	90→0	3~15
10	90	$0 \sim 3$
(vo1%)	(vo1%)	(分)
移動相B	移動相A	注入後の時間

流量: 每分0.2mL

測定範囲:溶媒のピークの後からヘパリンの保持時間の2倍の範囲

システム適合性

検出の確認:理化学試験用へパリンナトリウム標準品10mgを水0.40mLに溶かし,へパリンナト 酸化コンドロイチン硫酸標準溶液 $3~\mu$ L及び水 $12~\mu$ Lを混和した液 $20~\mu$ Lにつき,上記の条件 で操作するとき、過硫酸化コンドロイチン硫酸のピークを認める リウム標準原液とする. 別に過硫酸化コンドロイチン硫酸標準品0.10mgを水0.20mLに溶かし 崮 硫酸化コンドロイチン硫酸標準溶液とする. ヘパリンナトリウム標準原液60 μL, 過消

システムの性能: ヘパリンナトリウム標準原液120 "Lに過硫酸化コンドロイチン硫酸標準溶液 HB. 30 μLを混和し、システム適合性試験用溶液とする. この液20 μLにつき, 上記の条件で操作 するとも, ヘパリン, 過硫酸化コンドロイチン硫酸の順に溶出し, એ その分離度は1.5以上で

システムの再現性:システム適合性試験用溶液20 µ Lにつき, ا م **1**4 過硫酸化コンドロイチン硫酸のピーク面積の相対標準偏差は2.0%以下である 上記の条件で試験を6 回繰り返

 $\overline{7}$ コサミン塩酸塩8.0mgを水/塩酸混液 (7:5)に溶かして正確に10mLとした液99容量に, D-ガラク ガラクトサミン 本品2.4mgを水/塩酸混液 (7:5)1.0mLに溶かし, 試料原液とする. D-グル 面積に対するガラクトサミンのピーク面積の比より大きくない につき、次の条件で液体クロマトグラフィー〈2.01〉により試験を行うとき、試料溶液のグルコサ ミンのピーク面積に対するガラクトサミンのピーク面積の比は、標準溶液のグルコサミンのピーク 留物にメタノール50μLずつを加え、室温で減圧乾固する.それぞれの残留物を水10μLずつに溶か た浴やし, し,アミノ安息香酸誘導体化試液 $40 \, \mu \, \mathrm{L}$ ずつを加え, $80 \, \mathrm{CC} \, 1$ 時間加熱する.これらの液を 6時間加熱する. これらの液を室温まで冷やし,100 μLずつをとり,滅圧乾固する. それぞれの残 原液とする.試料原液及び標準原液 $500\,\mu {
m L}$ ずつを共栓試験管にとり,それぞれを密栓して $100 {
m C}$ で トサミン塩酸塩8.0mgを水/塩酸混液(7:5)に溶かして正確に10mLとした液1容量を加え, 遠心分離する. 上層を除去し, それぞれの下層に酢酸エチル200 μLずつを加え, 激しく振り混 遠心分離する. 減圧乾固する.それぞれの残留物に水及び酢酸エチル200 μLずつを加え,激しく振り混 下層をそれぞれ試料溶液及び標準溶液とする. 試料溶液及び標準溶液5μLずつ 配 配 配 標準

試驗条件

検出器:蛍光光度計(励起波長:305nm,蛍光波長:360nm)

R ラム:内径4.6mm, アシリア化シリカゲアを枯てわする. 長さ15cmのステンレス管に 3 μmの液体クロマトグラフィー用オクタデシ

カラム温度:45°C付近の一定温度

移動相:水/トリフルオロ酢酸混液 (1000:1) 100mLにアセトニトリル100mLを加える. 液140mLを水/トリフルオロ酢酸混液(1000:1) 860mLに加える 11 9

流量:每分1.0mL

面積測定範囲: 注入後50分間

システム適合性

検出の確認:D-タンノサミン塩酸塩8.0mgを水/塩酸混液(7:5)10mLに溶かし, タンノサミ やし, Ø 分離する、上層を除去し、下層に酢酸エチル $200\,\mu$ Lを加え、激しく振り混ぜ、遠心分離し、 固する. 残留物にメタノール50μLを加え, 7 ン標準溶液とする. 標準原液/マンノサミン標準溶液混液(100:1)500μLを共栓試験管に ·層をシステム適合性試験用溶液とする.この液 5 μLにつき,上記の条件で操作するとき , 2 アミノ安息香酸誘導体化試液40 uLを加え、80°Cで1時間加熱する.この液を室温 "ルコサミンのピーク面積に対するガラクトサミンのピーク面積の比は,0.7~2.0%であ 減圧乾固する. 残留物に水及び酢酸エチル200 μLずつを加え,激しく振り混ぜ, 密栓して100°Cで6時間加熱する. 10液を強調まが浴やし,100μLをとり, 室温で減圧乾固する。残留物を水10μLに溶かし 滅田 まで浴 があり

システムの性能:システム適合性試験用溶液5 µLにつき, 上記の条件で操作するとき,

分離度及びマンノサミンとガラクトサミンとの分離度は、それぞれ1.5以上である. コキミン、マンノキミン、ガラクトキミンの順に溶出し、グルコキミンとマンノキミンとの

システムの再現性:システム適合性試験用溶液 5 µLにつき,上記の条件で試験を 6 回繰り返 すとき、グルコサミンのピーク面積に対するガラクトサミンのピーク面積の比の相対標準偏 差は4.0%以下である.